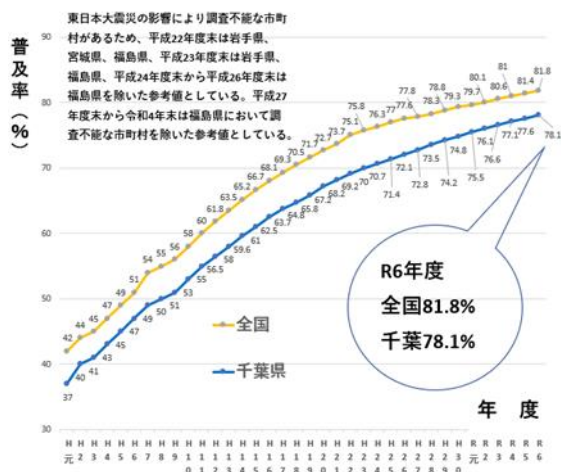
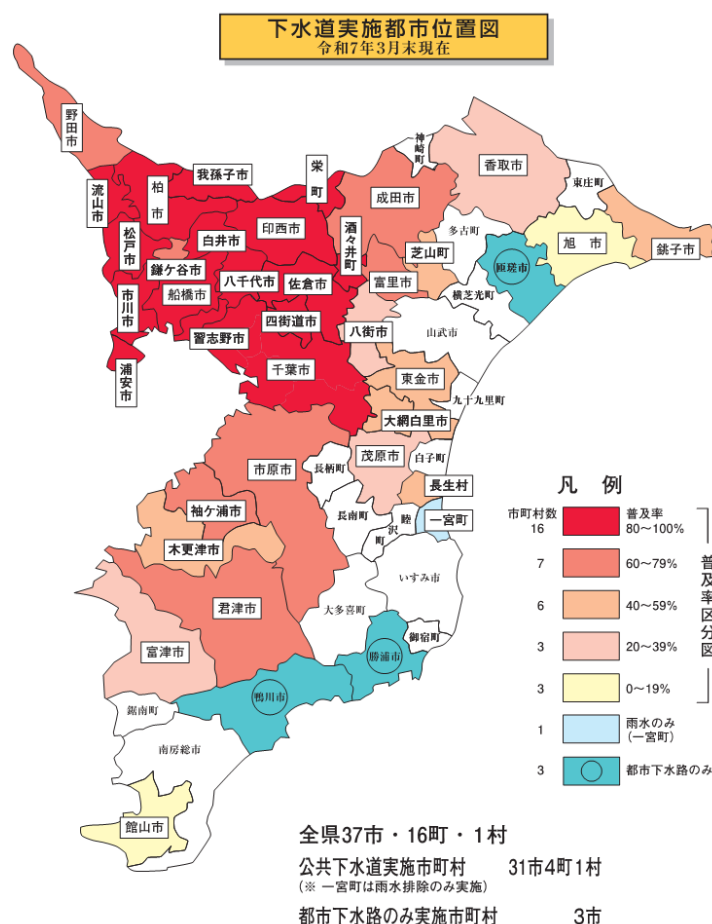


第9 下水道

下水道の概要

下水道は生活環境の改善や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るための重要な施設であり、併せて近年は、下水道の処理水等を活用した水環境の改善や、資源循環型社会への貢献等、様々な役割が期待されています。

県内で最初の下水道事業は、昭和10年に千葉市で手がけられ、30年代になると松戸市、船橋市、佐原市（現在香取市）、柏市、市川市が相次いで着手しました。その後、昭和40年代には21市町村、50年代には5市町村、60年代には3市町村が新たに着手し、令和7年3月末においては36の市町村（うち、1町では雨水排除のみ）で事業を進めています。



本県の下水道処理人口普及率は 令和7年3月末においては、全体で78.1%と、全国平均81.8%を下回っている状況です。今後も、引き続き下水道の普及に努めていく必要があることから、さらに流域下水道の整備を進めていきます。

下水道の主な各種計画

下水道事業は様々な計画を策定し、それに基づき実施をしています。

(1) 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準の類型が指定されている公共用水域について、これを達成維持するうえで必要な下水道整備を最も効率的に実施するために、公共下水道や流域下水道などの上位計画として、下水道法に基づき、都道府県が策定します。

(2) 全県域汚水適正処理構想

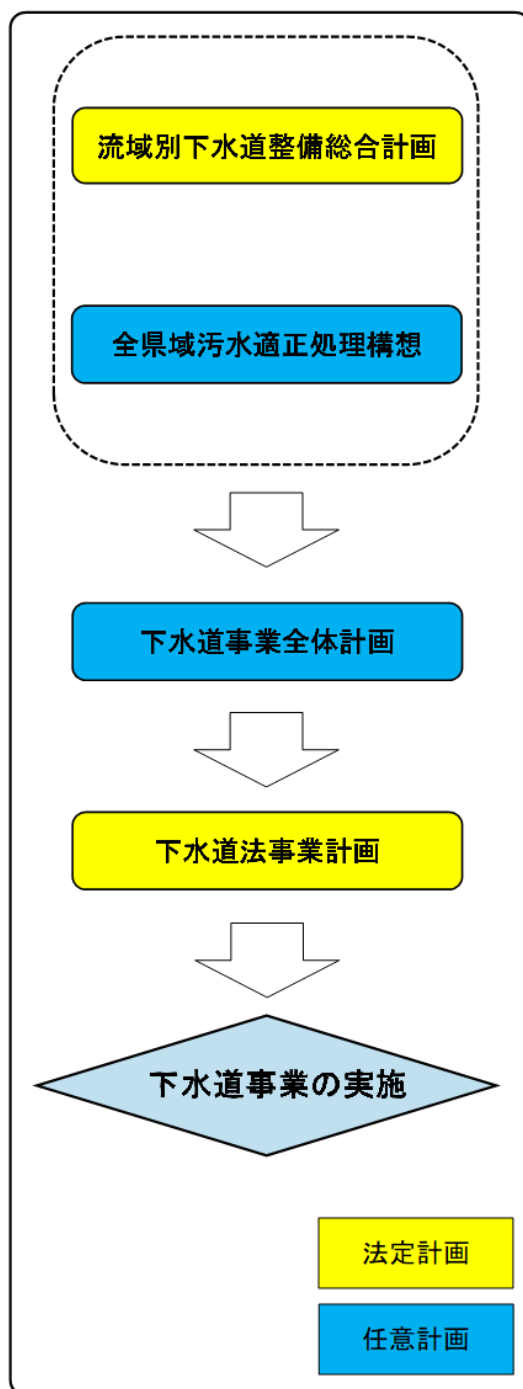
全県域汚水適正処理構想は、各市町村の整備区域や整備スケジュールをまとめたものであり、効果としては地域の特性にあった汚水処理施設の整備・運営管理を計画的かつ効率的に推進することができます。

(3) 全体計画

全体計画は、流域別下水道整備総合計画等に定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めたものです。

(4) 事業計画

事業計画は、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設配置等を定めた計画です。下水道を設置しようとするときは、下水道法に基づき事業計画を策定する必要があります。



流総計画名	関係市町村	計画処理人口 (千人)	計画下水量 (千m ³ /日最大)	策定年月日
東京湾	32 市町	4,134.7	2,167.5	R6.9
利根川	26 市町	2,184.7	1,219.0	H24.3
九十九里・南房総	30 市町村	116.7	55.9	R6.9

※東京湾流総計画については、系外流入分を含む（印旛処理区）

流域下水道の計画と現況

流域下水道は、市町村が整備する公共下水道からの下水（汚水）を受け、市町村の行政区域にとらわれることなく広域的に下水を集めて、終末処理場で浄化するものです。

県では、印旛沼流域、手賀沼流域及び江戸川左岸流域の3流域において事業を実施しています。

（１）印旛沼流域下水道

印旛沼流域下水道には2つの処理場があります。印旛沼や東京湾の水質を保全するため、昭和43年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、花見川終末処理場は昭和49年4月から、花見川第二終末処理場は平成6年6月から供用開始しています。

令和6年度においては、花見川終末処理場は1日平均約25万 m^3 、花見川第二終末処理場は、1日平均約16万 m^3 を処理しました。



花見川終末処理場



花見川第二終末処理場

（２）手賀沼流域下水道

手賀沼流域下水道は、手賀沼の水質を保全するため、昭和46年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和56年4月から供用開始しています。

令和6年度においては、1日平均約21万 m^3 を処理しました。



手賀沼終末処理場

（３）江戸川左岸流域下水道

江戸川左岸流域下水道は、東京湾や江戸川の水質を保全するため、昭和47年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、江戸川第二終末処理場は昭和56年4月から、江戸川第一終末処理場は令和3年3月から供用開始しています。

令和6年度においては、江戸川第二終末処理場で1日平均約36万 m^3 、江戸川第一終末処理場で1日平均約2万 m^3 を処理しました。



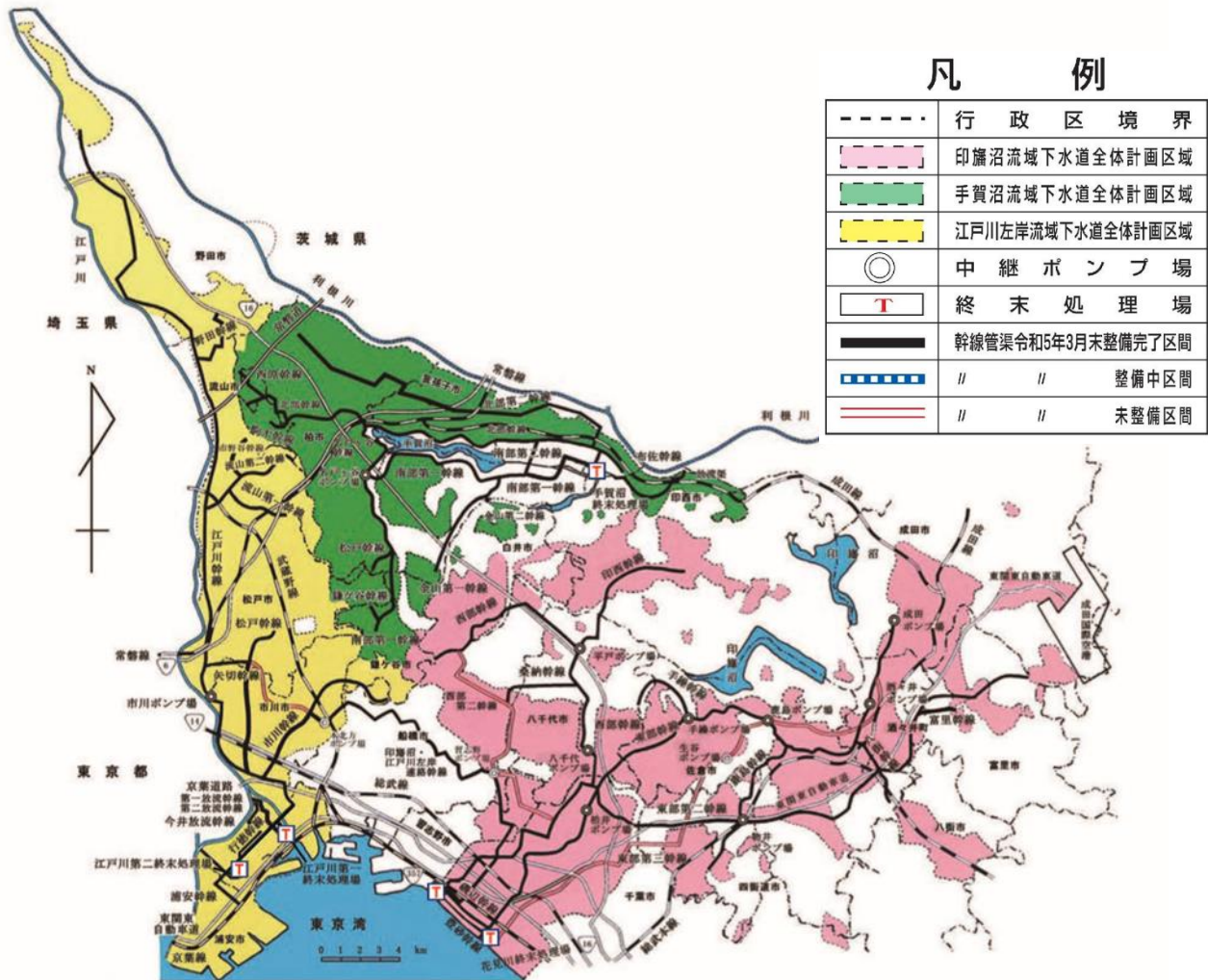
江戸川第一終末処理場



江戸川第二終末処理場

（愛称：南行徳江戸川水再生センター）

千葉県流域下水道計画図



流域下水道の概要

令和7年4月1日現在

流域下水道名 区 分		印旛沼流域下水道	手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
関係都市		12市1町	7市	8市
計画面積		24,073ha	12,102ha	19,624ha
計画人口		約131万人	約66万人	約138万人
計画処理水量		約58万m ³ /日(日平均)	約26万m ³ /日(日平均)	約52万m ³ /日(日平均)
ポンプ場	計画	11カ所	1カ所	3カ所
	供用	10カ所	1カ所	3カ所
管渠延長	計画	約218km	約88km	約115km
	供用	約166km	約88km	約105km
終末処理場	計画	花見川9系列	手賀沼7系列	江戸川第一8系列
	供用	// 8系列	// 5.5系列	// 1系列
	計画	花見川第二7系列	—	江戸川第二8系列+東系列
	供用	// 3系列	—	// 8系列+東系列(1/2)

公共下水道及び都市下水路の計画と現況

(1) 公共下水道

公共下水道は、下水（雨水及び汚水）を道路等の地下に埋設した下水管で排除し、汚水は末端に設置した終末処理場、または終末処理場を有する流域下水道に接続し、処理するものです。千葉県では令和7年3月末においては、36市町村で実施（うち1町では雨水排除のみ実施）されています。

(2) 都市下水路

都市下水路は、市街地内の雨水を排除し、市街地の浸水を防止するためのものであり、千葉県では10市にわたる30か所の都市下水路を供用しています。



寺崎都市下水路（佐倉市）

下水道の多目的利用

処理水を有効利用することにより、うるおいのある水辺空間を創り出すなど、下水道には街づくりに対する新しい役割が期待されています。

本県では、幕張新都心地区において、花見川終末処理場の処理水を、トイレ、修景用水等に利用する「再生水利用下水道事業」（4,120 m³/日最大）及び冷暖房の熱源として利用する「下水処理水再利用事業（地域冷暖房）」を実施しています。